

特集：21世紀へファミリー・ヘルスの模索 —— 国際家族年から考える ——

国際家族年への取組

中 村 信 夫

1. 国際家族年の設定とその背景

今年、1989年の国連総会で定めた「国際家族年」である。家族は社会において最も重要な基礎的単位であり、すべての人々にかかわる問題である。しかし、近年、どの国でもこの家族の構造が変化し、その機能が低下していることが問題になっている。そこで各国それぞれの社会、経済、文化の状況に応じた家族の姿と家族問題を改めて国民一人ひとりが見つめ直すとともに、こうしたさまざまな家族の問題について認識を深め、国、地方、国民のいろいろなレベルで家族の問題について取り組んでいこうというもので、国連総会で採択された。

2. 国際家族年の原則と目的

同時に、国際家族年を準備するにあたって、7つの原則と6つの目的を定めている。(資料1参照)それによると、原則では、社会は、家族がコミュニティーのなかで家族の責任を完全に果たせるように幅広い可能な保護と援助をしていくべきであること、家族は、個々の好みや、社会の条件によって多様である。ゆえに、国際家族年は多様な家族のニーズのすべてに応じること、すべての個人は同等であり、たとえ家族内のいかなる地位にあっても、その家族がいかなる形と条件下にあっても、個人の基本的な人権と基礎的な自由の促進を求めなければならないこと、さらに国際家族年を家族問題に取り組む継続的な流れにおける一つの過程と位置づけるべきであることなどを定めている。

次に、国際家族年の目的としては、家族の問題に関

する認識を、政府と民間の双方から高めるとともに、家族の重要性を協調し、家族の機能やそれらの問題をよりよく理解すること、家族の福利を支援、促進するための諸施策を策定し、実施、フォローしていくことを強化することなどを目的としている。

3. 国際家族年のシンボルマーク

国連では、統一のシンボルマークを定めている。



シンボルマークは、スイス生まれでウィーン在住の Chatherine Littasy Rollier 氏が作成したもので、家族が社会の中心にあってハートであることを表している。ハートは屋根で保護され、大きいハートはさらに小さいハートでつながり、愛情で結ばれる家族員の家庭生活を映したものである。

ハートから右に向けての開きは外との連続状態と未来への不確定性関係を、屋根のかすれた筆使いは家族の複雑性を象徴している。

4. 政府における国際家族年の取組

政府は、国際家族年に関する協力体制の確立を図るため、平成5年3月に内閣内政審議室に18省庁からなる「国際家族年に関する関係省庁連絡会議」を設置し、国際家族年における各省庁間の連携や取組の推進を図っている。具体的な取組みとしては、平成5年5月24日～28日の間北京において「国際家族年アジア・太平洋地域準備会合」が開催され、わが国のほか24か国の代表が参加し、家族政策及び国際家族年の準備に関する52の勧告及びアジア・太平洋の家族に関する北京宣言を採択している。勧告では「あらゆる形態の家族政策は、基本的人権及び個人の自由を助長することを指向すること」、「働く女性及び家事機能に責任を有す

(厚生省児童家庭局企画課・児童環境づくり対策室)

る女性の特別の関心事が雇用者及び関係法令によって十分配慮されること」、「家族機能、家庭責任の男女間の平等分担を確保した家族政策の推進。特に男性が家庭責任を果たし、家庭生活のあらゆる分野に参画するよう勧奨するための措置を導入」、「1994年を初めとし、毎年5月15日を国際家族年の日として守ること」、などが示された。また、国内では、「国際家族年に関する関係省庁連絡会議」において、国連の定めた共通スローガン、Building the smallest democracy at the heart of society を受けて、和文の国際家族年共通スローガンを「家族からはじまる小さなデモクラシー」とすることを申し合わせた。これは、男性も女性も、大人も子どももそれぞれの権利や意見が家族の中でも尊重され、そうした考え方が、地域のみならず社会全体に広まっていくことを意味している。また、平成6年3月には、関係省庁の国際家族年関係予算等のとりまとめが行われた。

5. 厚生省の取組について

国際家族年の趣旨に沿って、政府全体として家族問題に対する取組の強化を図ることとしているが、厚生

省においては、高齢者対策、障害者対策など既存の計画の遂行とともに、核家族化や都市化の進展による家庭機能の低下や就労形態の変化に伴う家庭生活のあり方の変容、生活意識の変化等を踏まえ、21世紀に向けての家族・家庭、子供の健やかな成長と、その支えとなる社会全体の方向を探りながら、特に近年の少子社会の進行についての問題提起を行い、「子供が健やかに生まれ育つための環境づくり」を進めることを基本として、子どものための環境整備や男女共同参画意識の啓発、新しい地域社会の構築等を通じて、国際家族年に関する施策を展開することとしている。

このため、中央レベルにおける国際シンポジウムなどによる国民的論議の喚起を更に進めるとともに、記念音楽・芸術祭、ファミリンピック、列島縦断キャラバン等の行事や児童環境基金（仮称）の創設等を図るとともに、地方レベルにおいても各地の実情に応じた記念事業を国民各層の参加のもとに広く展開することとしている。（資料2参照）

また、国内の関係団体にも国際家族年に対する積極的な協力を呼びかけている。

Building the smallest democracy at the heart of society

(資料1)

国際家族年の原則と目的 (国連総会 A 44 407より)

1. 7つの原則

本国際家族年の準備及び遵守のための全ての活動にあたり幾らかの基本的原則を考慮しなければならない。

(1) 家族は、社会の基礎単位であり、その故に特別の注意に値する。よって、家族がコミュニティーで十分に自らの責任を履行できるように可能な限り広範な保護と支援を次の規定に従い実施すべきである。～世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、社会的進歩及び発展に関する宣言、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。

(2) 家族は国により、また各国内の社会により様々な形態と機能を有するものである。また、家族は個々の嗜好と社会的状況の多様性を示している。ついては、本国際年はすべての家族のニーズを包含し対処するものでなければならない。

(3) 国際年の準備及び遵守のために行われる活動は、家族内の各個人の地位及びその家族の形態及び状況にかかわらず、国連組織下で作成された国際的合意文書によりすべての個人に与えられた基本的人権及び基本的自由を促進することを求めるべきである。

(4) 政策は、家族における男女の平等の強化をめざし、家庭内の責任のより完全な分担及び雇用機会をもたらすものでなければならない。

(5) 本家族年の準備及び遵守のための活動は、地方、国家、世界地域及び全世界のすべてのレベルによって行われなければならない。しかし、主要な焦点は地方及び国家レベルにあてられるであろう。

(6) プログラムは、家族の機能の代替物を提供するよりも、むしろその機能の履行において家族を支援する

ものでなければならない。右プログラムは、家族の自己依存の大きな能力を含む生来の強さを助長し、自らの自活活動を奨励するものでなければならない。また、右プログラムは家族、その構成員、コミュニティー及び社会の全般的な展望に表現を与えるものでなければならない。

(7) 本国際年は、継続的過程における一つのイベントを成すものでなければならない。その成功と十分なフォローアップを確保するために本国際年の前及び年中に発見された進歩及び障害を適切に評価することを確保するための手段を要する。

2. 目的

国際家族年は、長期的な努力の一環として、次の諸活動を地方、国及び国際レベルにおいて行うことを奨励することを目的とする。

(1) 民間は勿論のこと政府においても家族問題に対する認識を助長。

また、家族の重要性の強調、家族の機能及び問題に対する理解促進、家族及び

その構成員に影響する経済的、社会的プロセス等に対する知識増大及びすべての家族構成員の権利及び義務に対する注意喚起に貢献。

(2) 家族に関する諸政策を策定、実施及びモニターするための国家組織の強化。

(3) 家庭情勢に影響を与える諸問題に対処するための努力を奨励。

(4) 家族に関する特別計画を実施するためのローカル、地方及び国の努力の効率化を増進。

(5) 家族に関連する諸活動を支援する国内の NGO と国際的な NGO の協調関係の改善。

(6) 女性、児童、青年、老人等に関する国際的活動の成果の積上げ。



(資料2)

平成6年度予算(案)

家族・家庭について今一度考える機会として、国際家族年を記念した様々な記念行事の実施や、家族・家庭に対する関係施策の推進を図ることとしている。

1. 記念行事

(1) 国際シンポジウム

出生率の低下、女性就労の増大、核家族化や都市化の進行等、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、家族に関する問題や家庭と子育てのあり方について広範な国民的論議を喚起するため、「21世紀の子どもと家庭フォーラム」(国際シンポジウム)を開催する。

(開催期日) 平成6年11月7日(月)

(開催場所) 京王プラザホテル
(東京都新宿区内)

(2) 音楽・芸術祭

①国際家族年記念音楽祭

家族で楽しめる音楽を4～5人のアーティストによるコンサート形式で紹介するとともに、家族参加によるコンサート等を実施する。

(開催期日) 平成6年9月18日(日)

(開催場所) 日比谷公会堂(東京都千代田区内)

②国際家族年記念芸術祭

家族の肖像等、家族をテーマにした絵画、写真等(子どもから高齢者までの作品)を募集し、絵画コンクール、作品展示会等を開催する。

(開催期日) 平成6年11月～12月を予定

(開催場所) こどもの城(東京都渋谷区内)
ほか

(3) ファミリンピック

①家族で気軽に楽しめるスポーツ交流(家族対抗駅伝、卓球、ミニサッカー等)や家族のふれあいイベント等を開催する。

(開催期日) 平成6年10月8日(土)～10日(月)

(開催場所) 岩手産業文化センター(岩手

県岩手郡滝沢村)ほか

②全国の子ども遊び名人による伝承遊び大会や交流事業等のイベントを開催する。

(開催期日) 平成6年11月12日(土)～13日(日)

(開催場所) こどもの国(神奈川県横浜市
内)

(4) 列島縦断キャラバン

各都道府県の主要都市を中心に街頭キャンペーン、地方行事への参加等を行い、国民に国際家族年の趣旨の理解を促す。

(開催期日) 夏休み(7～8月)を予定

(開催場所) 全国展開を予定

(5) 都道府県が行う記念事業に対する助成

1県当たり6,000千円(定額)

2. 主要な関係施策

(1) 児童環境づくり対策の推進

- ・児童環境基金(仮称)の創設
- ・都道府県児童環境づくり推進協議会の設置
- ・児童健全育成ボランティア活動振興・助成事業の創設

(2) 子育てについての相談・支援体制の拡充

- ・児童関連情報24時間ネットワーク事業の創設
- ・都市家庭在宅支援事業の創設

(3) 子育てと就労との両立支援

- ・駅型保育モデル事業の創設
- ・在宅保育サービス事業の創設
- ・就労家庭子育て支援モデル事業の創設

(4) 地域における児童健全育成対策等の拡充

- ・子どもにやさしい街づくり事業の創設
- ・キャラバン隊派遣事業

(5) 母と子の保健医療施策の充実・強化

- ・共働き家庭子育て休日相談等支援事業の創設
- ・病後児デイサービスモデル事業の創設
- ・海外在留邦人に対する母子保健情報の提供事業の創設

1994年は、国際家族年です。